



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

ティグレ税制セミナー
私たちは、なぜ税金を納めるのか？

2025年10月24日(金)
ティグレ大阪谷町ビル8Fセミナールーム
諸富 徹(京都大学公共政策大学院)

私たちはなぜ税金を納めるのか

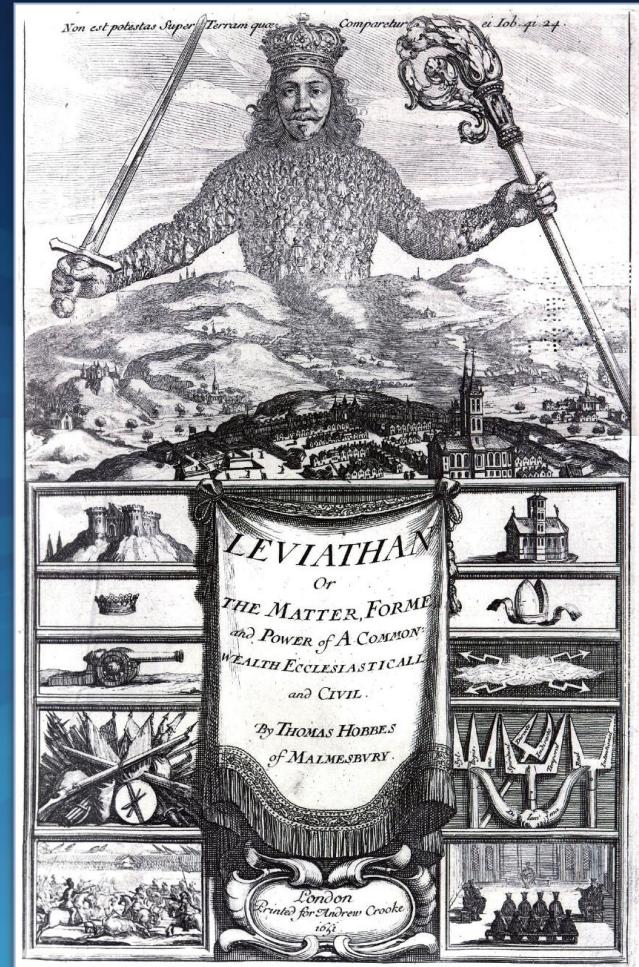
税とは何か

- ・税とは、公共財・サービスの対価。しかし積極的に払うのではなく、義務だからいやいやながら払うものと観念されている
- ・なぜか？…私的財と公共財との違い(前者は価格と財が1対1の関係だが、後者はそうではない→自分が選んでいるという実感がない→実際、選べない?)
- ・しかし、「無税国家」や「国家なき社会」では、この社会が存続しえないことはみな理解。それでも自分はなるべく払いたくない(「フリーライダー問題」)
- ・とりわけ日本では「苛斂誅求」…江戸時代以来の年貢のイメージ(「政府を選ぶ」という実感を持てない、あるいは「政府が決める公共財の中身に有権者として影響を与えることができない」という感覚の裏返し)
- ・公共財・サービスの場合は、個々の財・サービスを選んで支払うのではなく、公共財・サービスのパッケージを選ぶ、ということになる。こうしたパッケージを政党が提示、選挙を通じて国民がそのパッケージのどれがよいのかを選ぶことで(場合によっては政権交代を通じて)、国民のニーズに政府の財政支出が近づけられることになる

痛税感と重税感

- ・ 国家が、納税の対価として自分たちに便益を与えてくれているという実感の有無が「痛税感」や「重税感」と関係している
- ・ 日本ではとりわけ都市住民の間で、この点に関する不満が大きく、1990年代以降、日本新党から民主党、そして現在の日本維新の会に至るまで、無党派層の投票行動の背景要因となっている
- ・ 背景には、公共事業偏重の財政支出があった。その後、高齢化に伴って社会保障費が最大の支出項目になったが(3割超)、受益者が高齢者に偏り、若者や子育て世代が等閑視される結果に
- ・ 都市の現役世代を中心に、依然として国家の財政支出のあり方と国民のニーズとの間にはギャップがあるようと思われる

リバイアサン

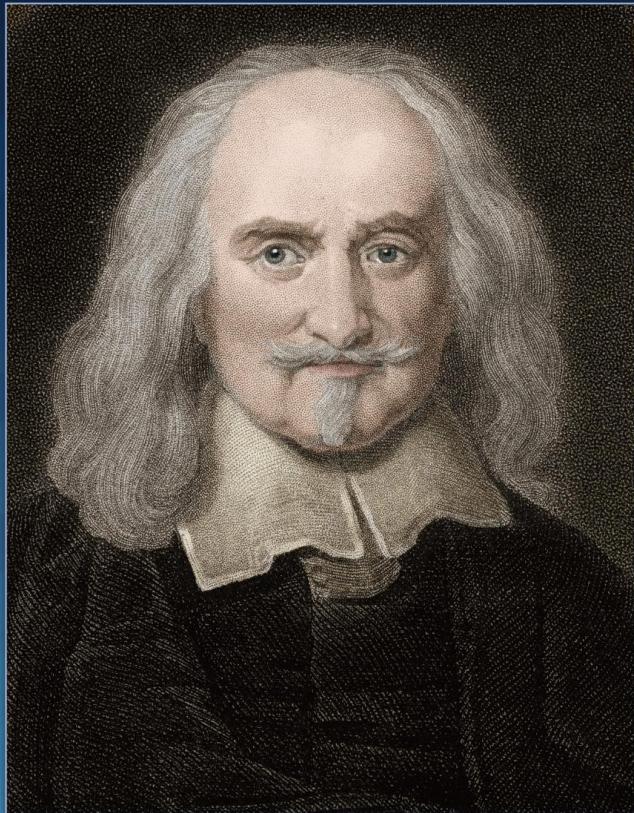




税は「近代」の產物

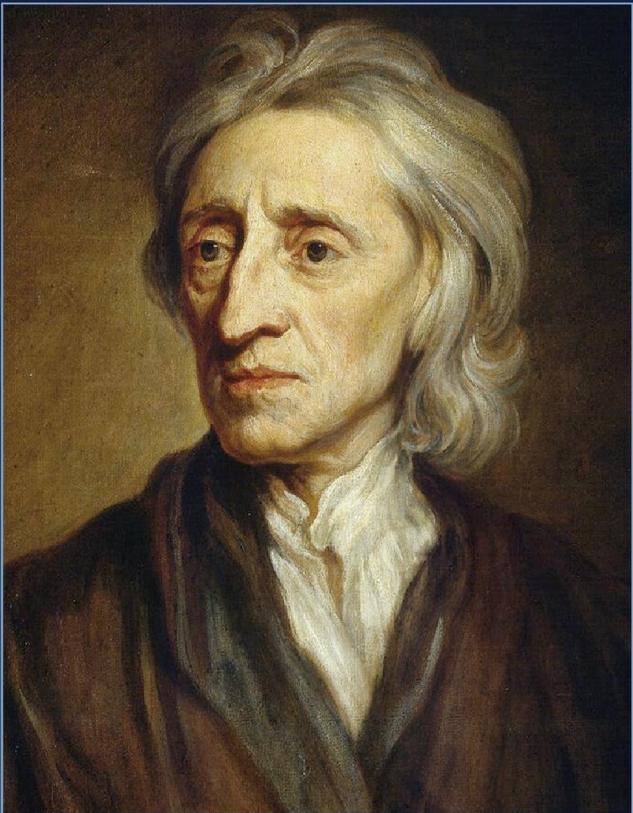
～私たちに課税する権力(国家)は、どのようにして正当化されるのか～

- 国家と個人の「契約」という考え方(「社会契約説」)が、近代国家／近代市民社会の基本
- 近代以前(市民革命前までは)は、王権神授説、つまり国民に対する責任を問われない権力が、神から付託を受けたこと(との主張)を根拠に統治
- 市民革命後は一転して、自分たちが生活を営む上で必要不可欠な公共的な仕事を国家に担ってもらうために権力(=政府)を創出(「国家の制作」)
- 国家は、神秘的なヴェールを剥がされて、組み立てたり解体したりできる「機械」になぞらえられるように
- 国家は、自分を制作した人に対する責任を有する。国家の役割は、生命の保存(T. ホップズ)から私有財産の保全(J.ロック)へ



トマス・霍ップス
(1588-1679)

AFP / LEEMAGE

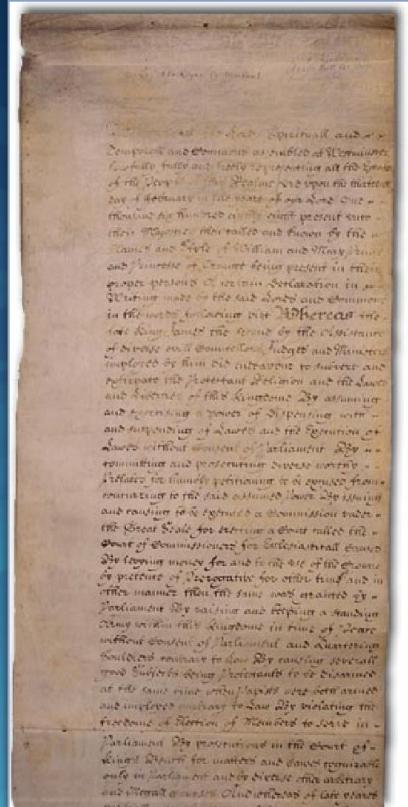


ジョン・ロック
(1632-1704)

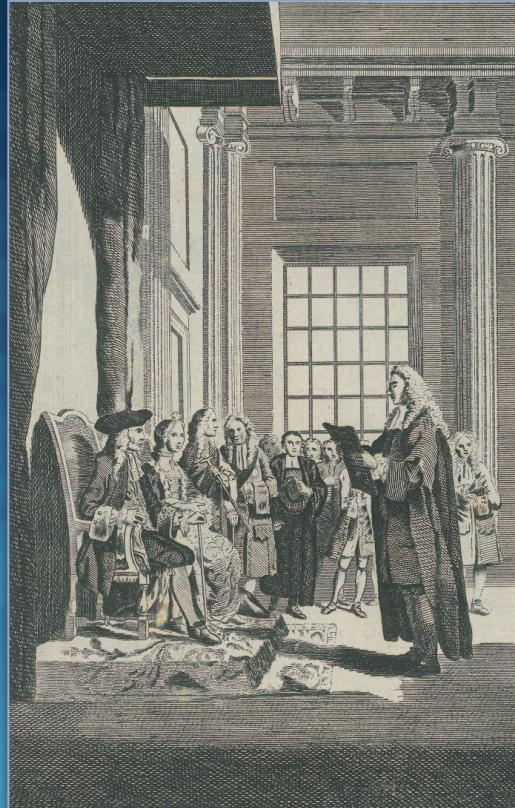
同意なくして課税なし

- ・「家産国家」から市民革命を経て「無産国家＝租税国家」へ
▶私有財産制の下で、国家は税金なしには収入源をもたない存在に
- ・他方、国家権力は国民の同意をえて初めて正当性をもつことに。課税も、国民の同意なしに課税できないという「租税協賛権」が確立
▶イギリス革命における権利章典(1689)、フランス革命における人権宣言(1789)、アメリカ独立宣言(1776)
- ・これらの考え方の根底に、J.ロックの「革命権」の考え方
- ・J.ロックにより、応益説が課税の正統学説に
- ・革命権は、市民が「自分たちが政府を選ぶ」という権利を担保するための究極の規定

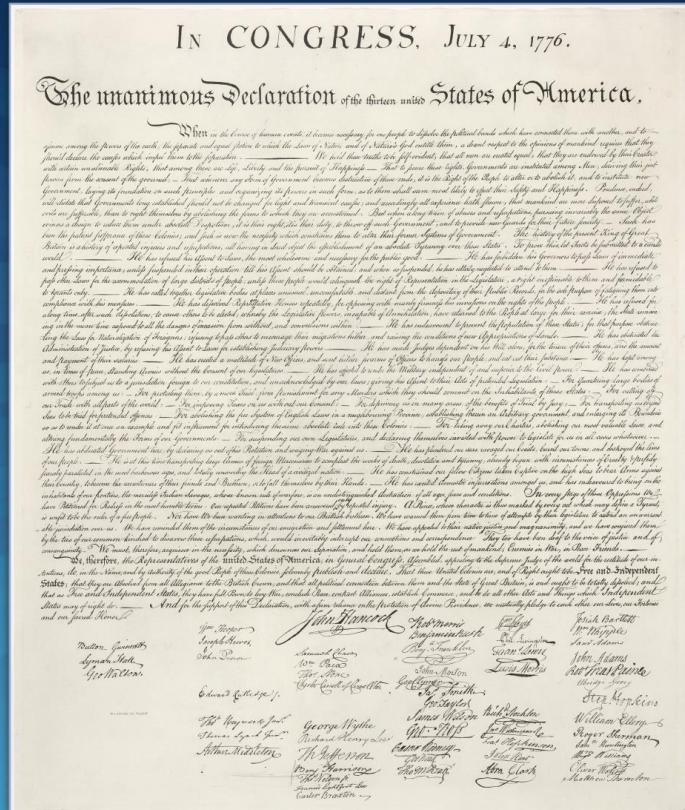
権利宣言（イギリス・1689年）



権利宣言（イギリス・1689年）



「独立宣言」(アメリカ・1776年)



「独立宣言」(アメリカ・1776年)



人権宣言（フランス・1789年）



税は義務か権利か～民主主義と税制

- 通常、社会科では納税は国民の「義務」だと教えられる
 - だが、税の歴史的展開を踏まえると、実は「権利」なのではないか
- 1)国家に、自分たちでは担えない公共的な仕事をしてもらう権利
 - 2)自分たちの同意なしに勝手に課税されない権利
 - 3)国家が、自分たちの意に沿わない方向に向かうならば、国家を取り換える権利を市民は保持する
 - 4)租税は、国家があくまでも上記1)～3)の契約条項を守っている限りにおいて、その対価として支払うもの
 - 5)市民が主で、国家が従。国家が消滅しても、市民社会は残る

なぜ日本では転倒するのか？

- ・ 大竹文雄先生の書評でのご指摘
- ・ 日本は、市民革命を経て「国家を制作した」経験を持たないために、いまだ税金に江戸時代以来の「苛斂誅求」(代官が有無を言わさず年貢を取り立てる)のイメージを持っている
- ・ 明治維新は日本にとって近代の始まりだが、憲法は「欽定憲法」として成立し、革命を成し遂げた市民が國家と契約を結び、その中で市民に対して国家権力が守るべきルールを定めるという形にはならなかった

なぜ人々は減税を強く求めるのか ～「103万円の壁」問題から考える～

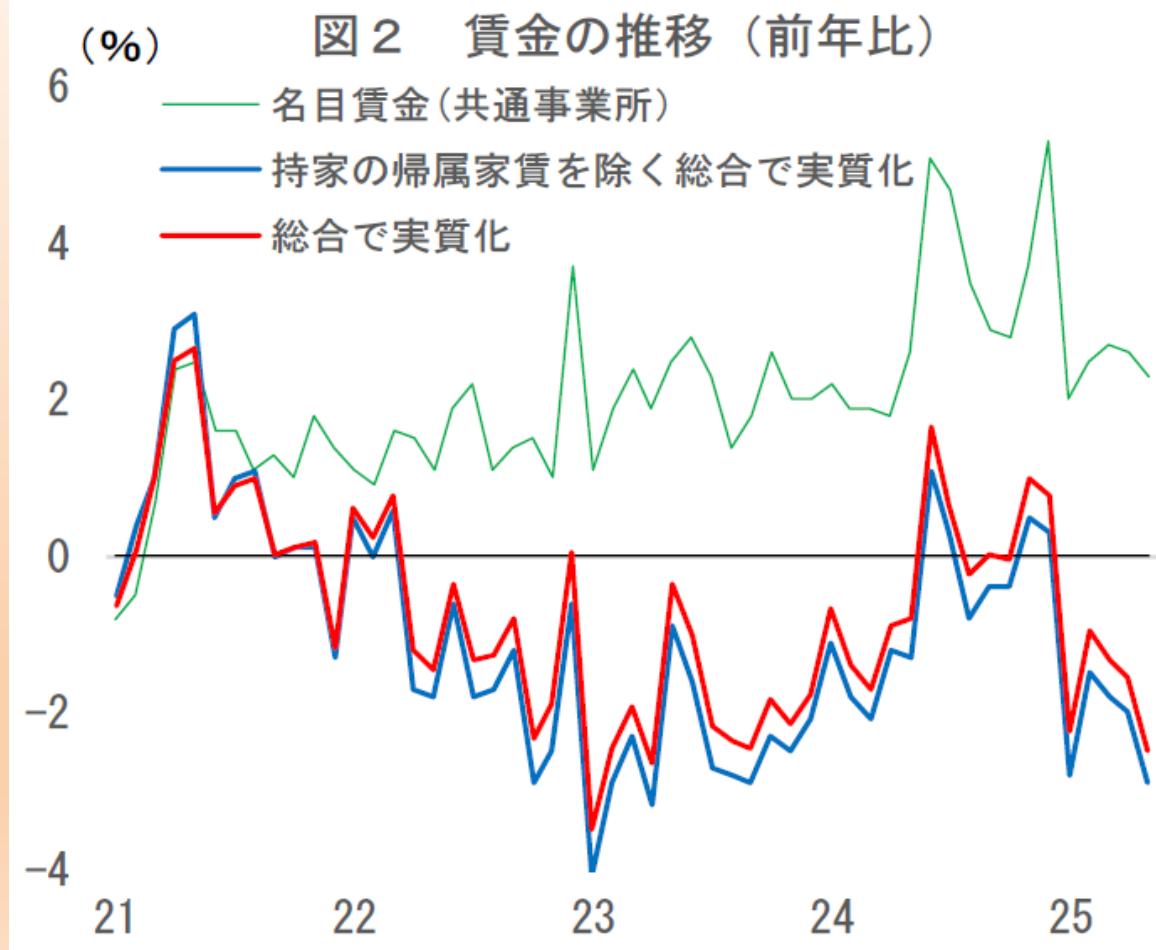
「103万円の壁」とは

- ・ 「103万円の壁」による課税最低限引き上げ要求は、以下2点が理由
 - (1)「働き控え」
 - (2)インフレによる「自動増税」
- ・ だが、(1)の税制上の「壁」は、すでに撤去
- ・ (2)についても、1995年以降の物価上昇率(CPI)である10%(2023年)～15%(24年)をベースに考えると、課税最低限は113～118万円に引き上げるのが妥当
 - 国民民主党案の178万円への引き上げは、これを大きく上回る
- ・ 国民民主党案は、「働き控え対策」でも、「インフレ対策」でもなく、「国民への所得還元策」と解釈できる
 - 政治的には、これが強くアピール

強い減税要求の理由

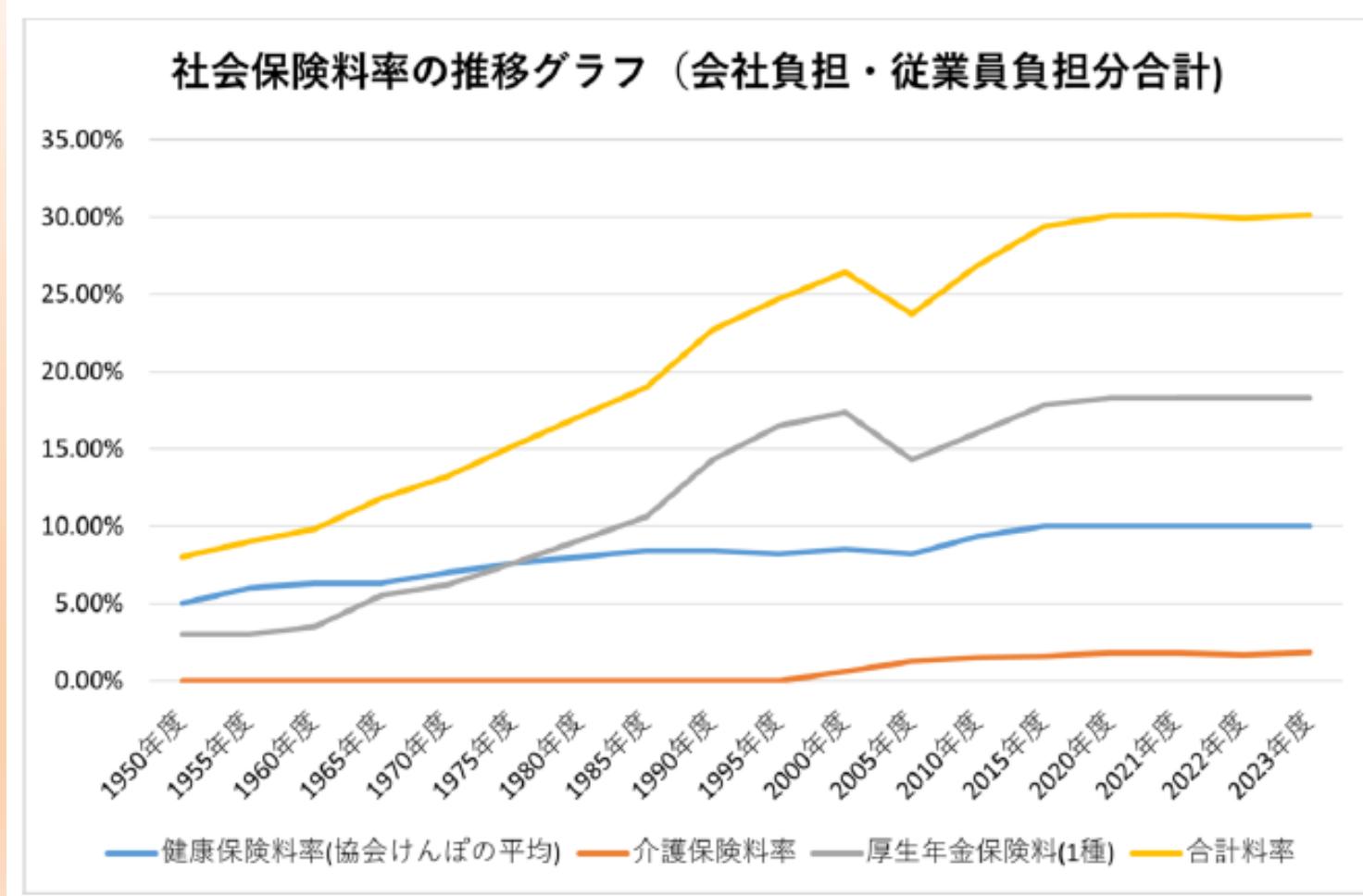
- ・ 第1に、インフレ率>賃金上昇率のため、実質賃金が低下
- ・ 第2に、社会保障支出の8割が高齢者向け。現役世代は、子育て支援以外は等閑視されている
- ・ 現役世代にとって、納税は「受益なき負担」とイメージされてしまっているのではないか、というのが本報告の仮説である。だからこそ、減税要求が強いと考えられる。「受益がないなら、払いたくない」というわけである。

名目／実質賃金の推移



新家義貴「大幅減少が続
<実質賃金(25年5月毎月
勤労統計)」『Economic
Trends(2025年7月7日)』
第一生命経済研究所, 2
頁
(<https://www.dlri.co.jp/report/macro/477160.html>).

現役世代はどこまで負担可能か



減税の財源

- ・ 国民民主党の玉木雄一郎代表は、減税財源について、下記のように主張
 - (1)多額の予算の使い残し(不用)
 - (2) 税収の上振れ
 - (3) 外為特会の剰余金
- ・ コロナ禍で膨れ上がった不用額は収束へ
- ・ 税収(あるいは税外収入)の上振れについては、インフレや景気回復を反映したものの。経費は後追いで膨張
- ・ 国民民主党は、減税で実質所得が高まれば消費増や、「壁」解消で労働供給が増え、結果として税収増になると主張
- ・ 内閣府短期モデルの試算結果では、名目GDP1%相当額(6.1兆円)を減税しても、所得增加分の一部しか消費に回らないためGDP増加が1.3兆円にとどまり、減収分はほとんど賄えないとの結果

「逆再分配的」な課税最低限引き上げ

- ・ 国民民主党の主張の本質は、CPI上昇率を超える還元で「手取りを増やす」こと
- ・ だが、「国民への所得還元策」として課税最低限の引き上げは適切か？
- ・ 同じ還元策として、一律給付もあれば、税額控除もある。これらとの比較するとどうか？

表 所得税課税最低限引き上げによる家計の減税額(万円)

本人年 収(万円)	150	200	300	500	600	800	1,000	1,500	2,500	3,000
与党大 綱案	0.5	0.5	1.0	1.0	2.0	3.0	3.4	4.1	0.0	
国民民主 党案	8.7	11.3	13.3	15.2	22.8	22.8				
衆院予 算案	2.3	2.4	2.0	2.0	2.0	3.0	2.0	3.4	4.1	0.0

[出所] 大和総研試算による⁵。

「103万円の壁」引き上げの成案

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設

基礎控除等の引上げ

デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応。これにより課税最低限は103万円から123万円に

- ・ 基礎控除：48万円から10万円引き上げ、**58万円**に ※物価上昇を勘案し**20%**の引上げ
- ・ 給与所得控除の最低保障額：55万円から10万円引き上げ、**65万円**に

基礎控除の上乗せ特例

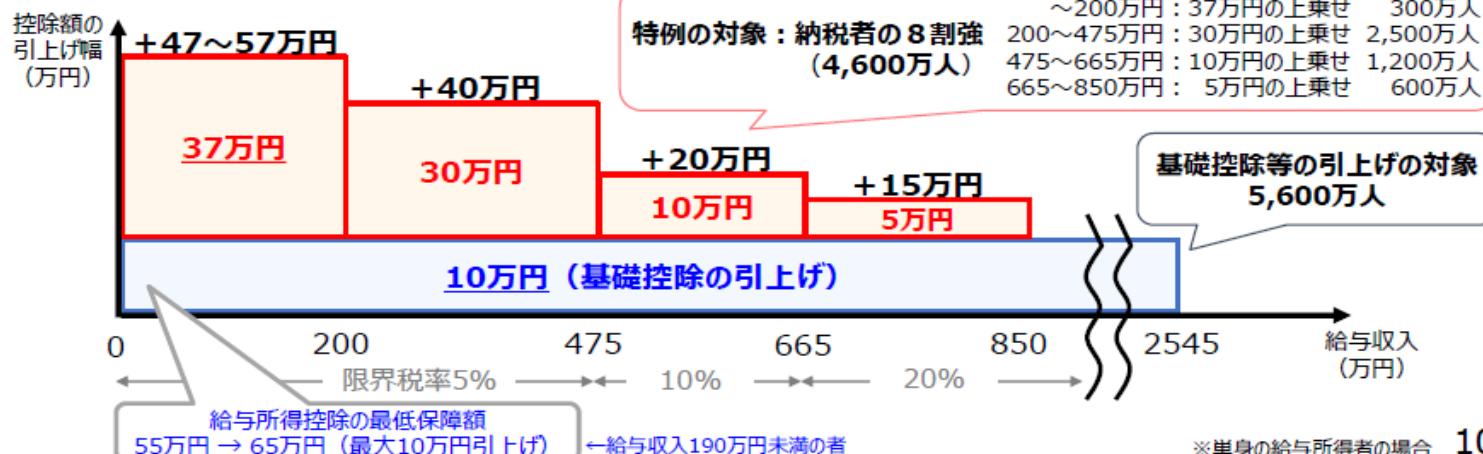
1. 低所得者層の税負担への配慮（恒久的措置）

生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、課税最低限を**160万円**に引き上げ

2. 中所得者層を含めた税負担軽減（令和7年・8年）

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

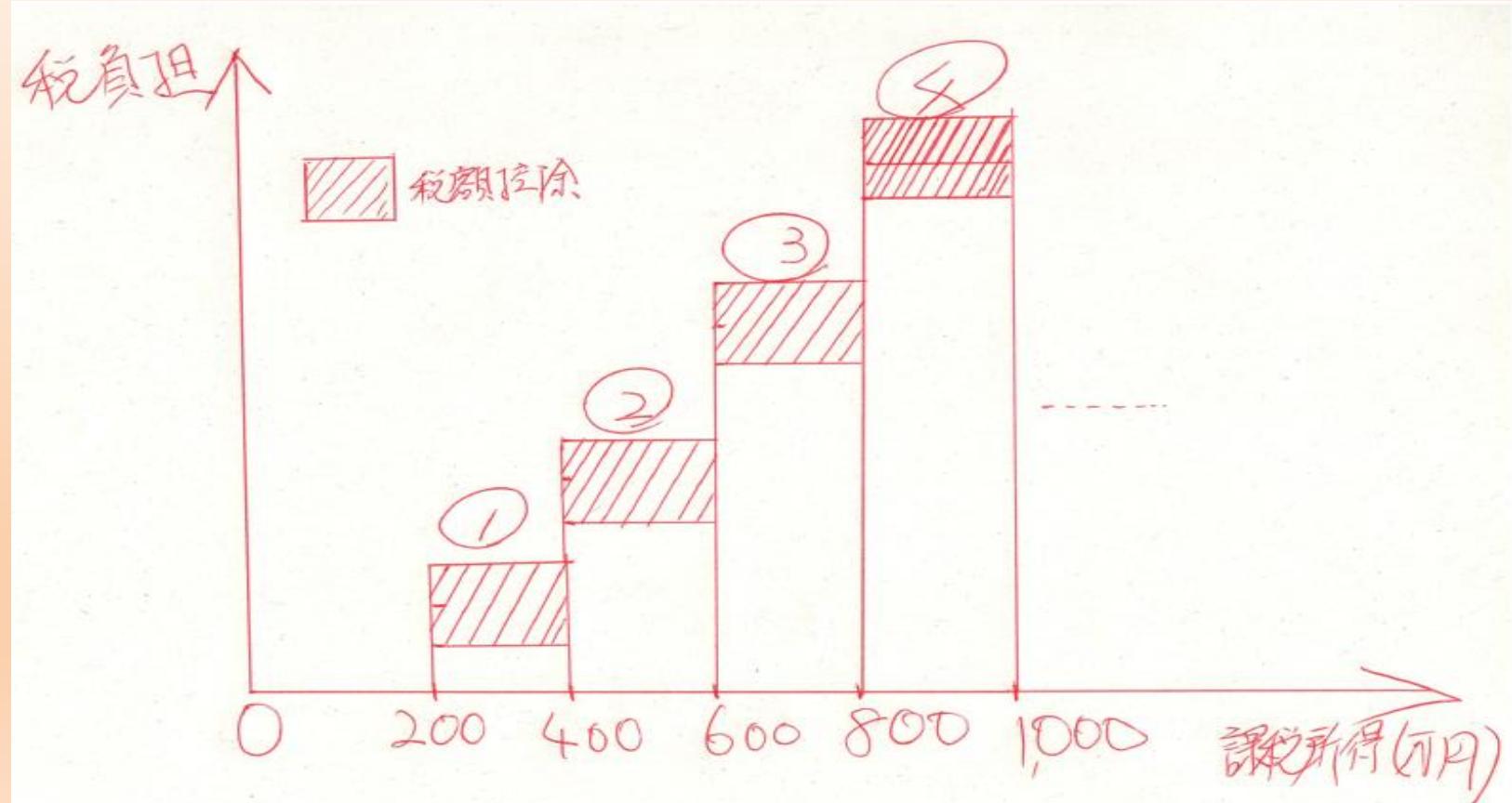
⇒ [単身世帯の場合、対象となる全ての収入階層で2万円以上（2～4万円）の税負担減
令和7年12月の年末調整から適用]



成案の特徴

- ・ 前ページ表の最下段の「衆院予算案」は、所得水準によって基礎控除の引き上げ幅を変化
 - 年収200万円までは47万円(恒久措置)、同475万円までは40万円、同665万円までは20万円、同850万円までは15万円が、現行の基礎控除48万円に上乗せ
- ・ 衆院予算案は減税額が所得によらずほぼ2万円
- ・ ①インフレ対応、②税収ロスを1兆2,000億円ほどに抑制、③逆再分配効果を抑制、の3点を実現したが、制度は複雑化

課税最低限の引き上げ、税額控除、一律給付の比較



減税主義の「経済政策思想」

- ・ 国民民主・参政など減税を強く打ち出す各党の「経済政策思想」を取り出すならば、以下のようになるだろう

【1】積極財政主義

- 財源なき減税論
- 「消費税減税も国債発行で賄えばよい」と発言
- ゼロ金利政策から正常化に向かおうとする日銀への玉木代表の牽制発言とも符合

【2】国家を通じた所得再分配機能への不信

- 一律の定額給付であれば、比例税率による課税であっても、再分配機能を發揮
- 課税最低限の引き上げは、財政の所得再分配機能を低下させる
- 当初所得に変更を加えないで、格差拡大へ

【3】「財政民主主義」への不信感

- 財政資源の使途を、議会を通じて議論し、民主的に決定するのが政治の仕事
- たんなる減税は、政治がこの仕事を放棄することを意味する
- 格差が拡大しても、「政府にお金を払うのは嫌」？

なぜ、人々は減税を要求するのか

- ・ 国民民主党の「手取りを増やす」方針が現役世代に強くアピールし、政治的な成功を収めてきた点には、注目せざるをえない
- ・ 背景には社会構造の変化があり、人々の悩みや苦しみがある

【1】インフレで実質所得が低下、人々の困窮が深まる

【2】消費税率が5%から10%に倍増、社会保険料も引き上げられたため「手取りが減った」

- 打撃は、勤労者の約4割を占める非正規労働者や低所得者に
- 放置すると欧米並みに格差が拡大、ポピュリズムや排外主義が高まる恐れ

【3】負担と給付の関係に世代間でズレ

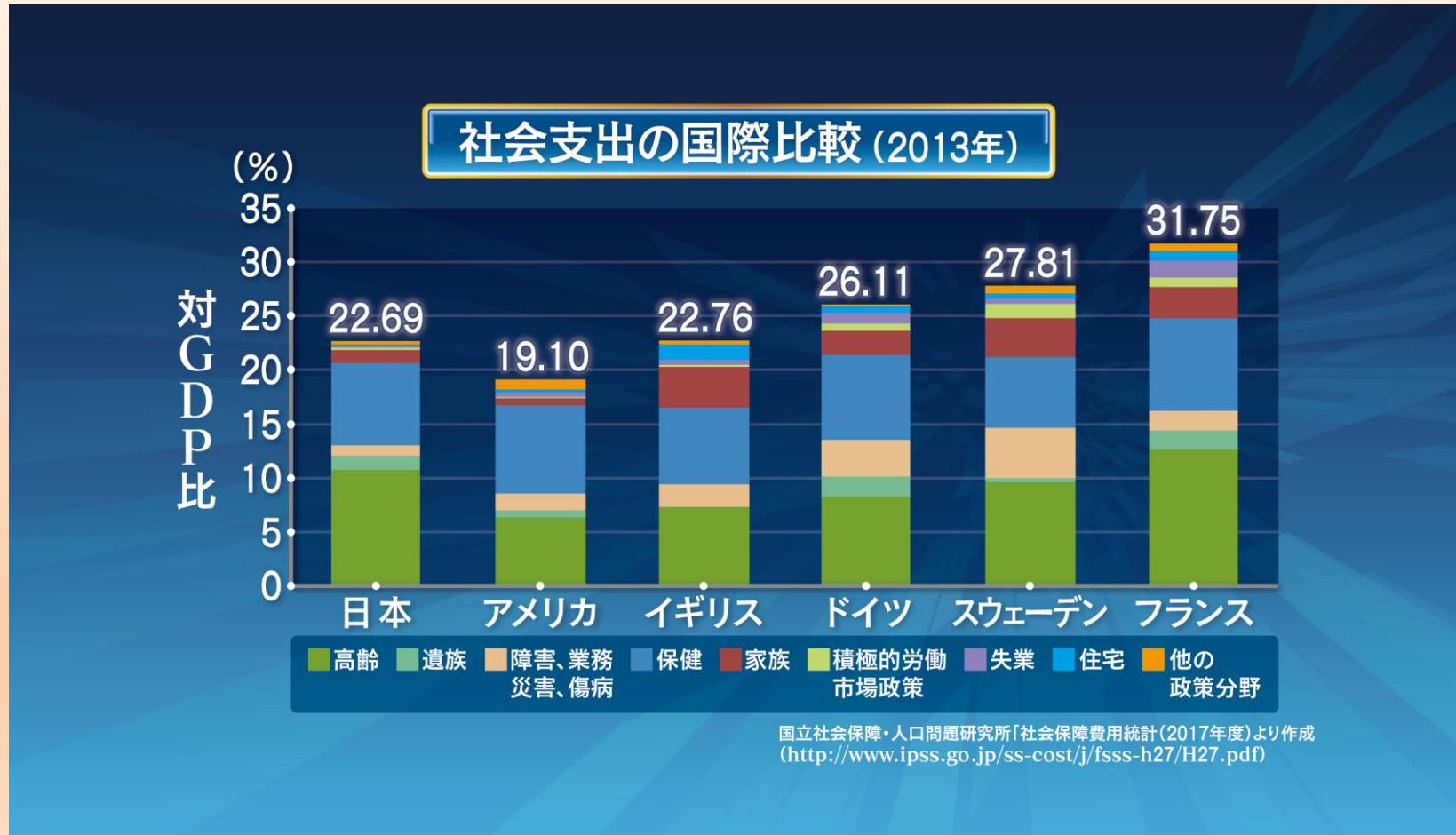
- 税収や社会保険料収入の多くは、彼らの生活を支える社会保障に充当
- だが、その恩恵は主として高齢者や就学前児童をもつ親に
- それ以外の現役世代は恩恵を実感できず、負担増だけという不満
- 国民民主党はここに、所得税減税という即効性のある救済手段を提供

【4】日本では社会保障がいまだ「高齢者のため」で、現役世代のためではない

- 日本では社会保障の約8割が高齢者向け(次頁参照)

- ・ 日本では、納税が現役世代にとって「受益なき負担」と受け取られ、減税要求が強い

現役世代に恩恵が少ない日本の社会保障



社会保障の財源調達システムをどう変革すべきか

～子育て支援政策を中心に～

財源を社会保険で調達するメリット

図 2-6 社会保険の費用負担構造

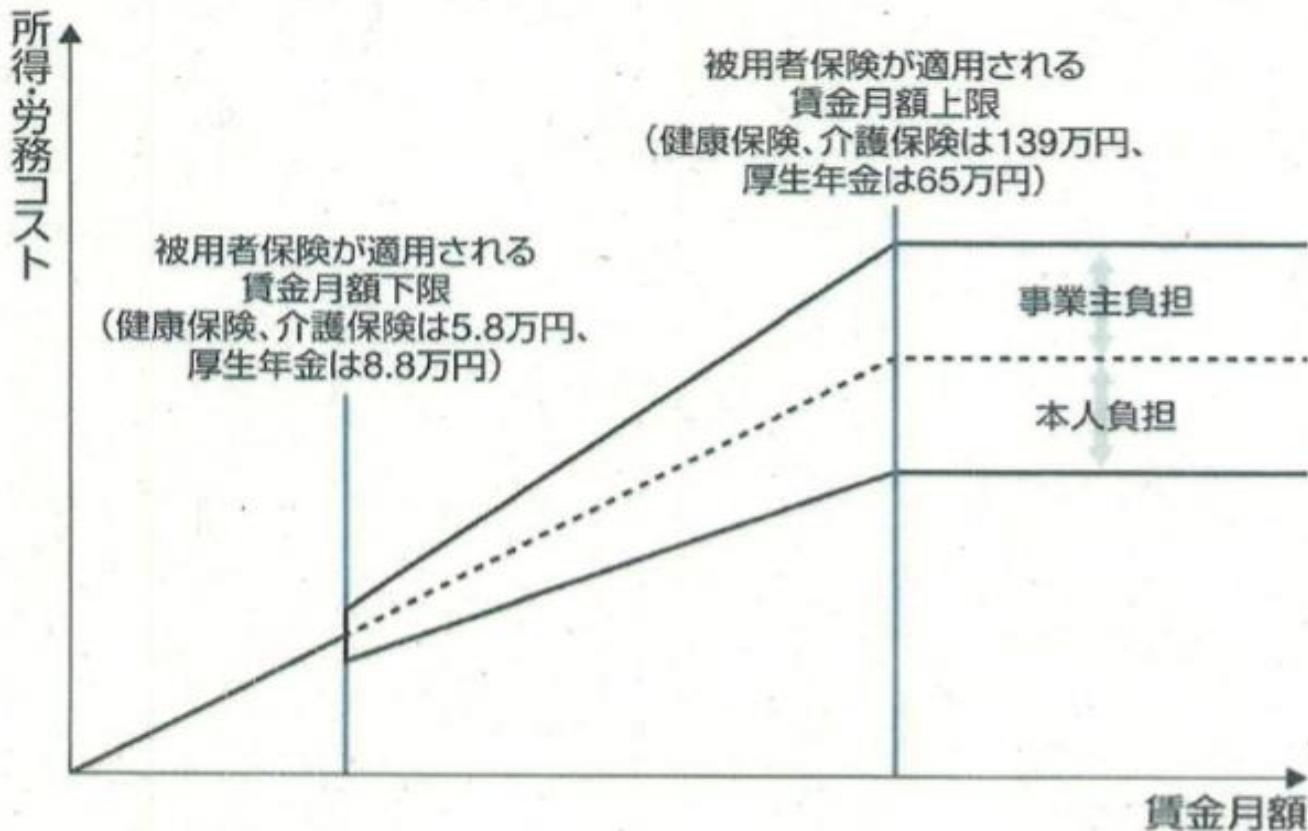
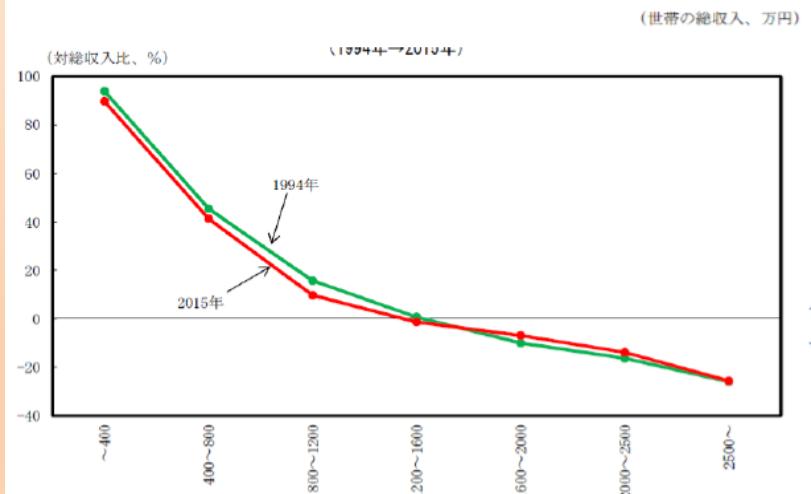
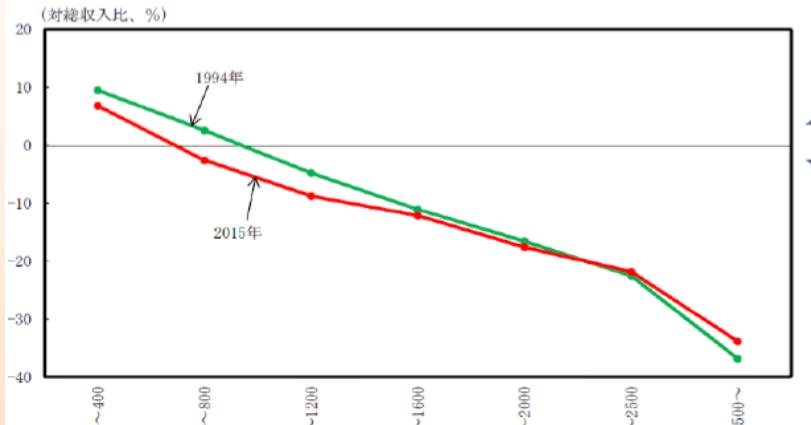


図 2-7 収入階層別にみた受益・負担構造の変化



【出所】 内閣府(2015), 9頁(上図)および11頁(下図)。

【注】 上図は現役世代、下図は高齢者のネット受益・負担を示したものである。

社会保障財源のあり方

～税か社会保険料か～

図 2-8 税収と社会保険料収入の推移(単位：億円)

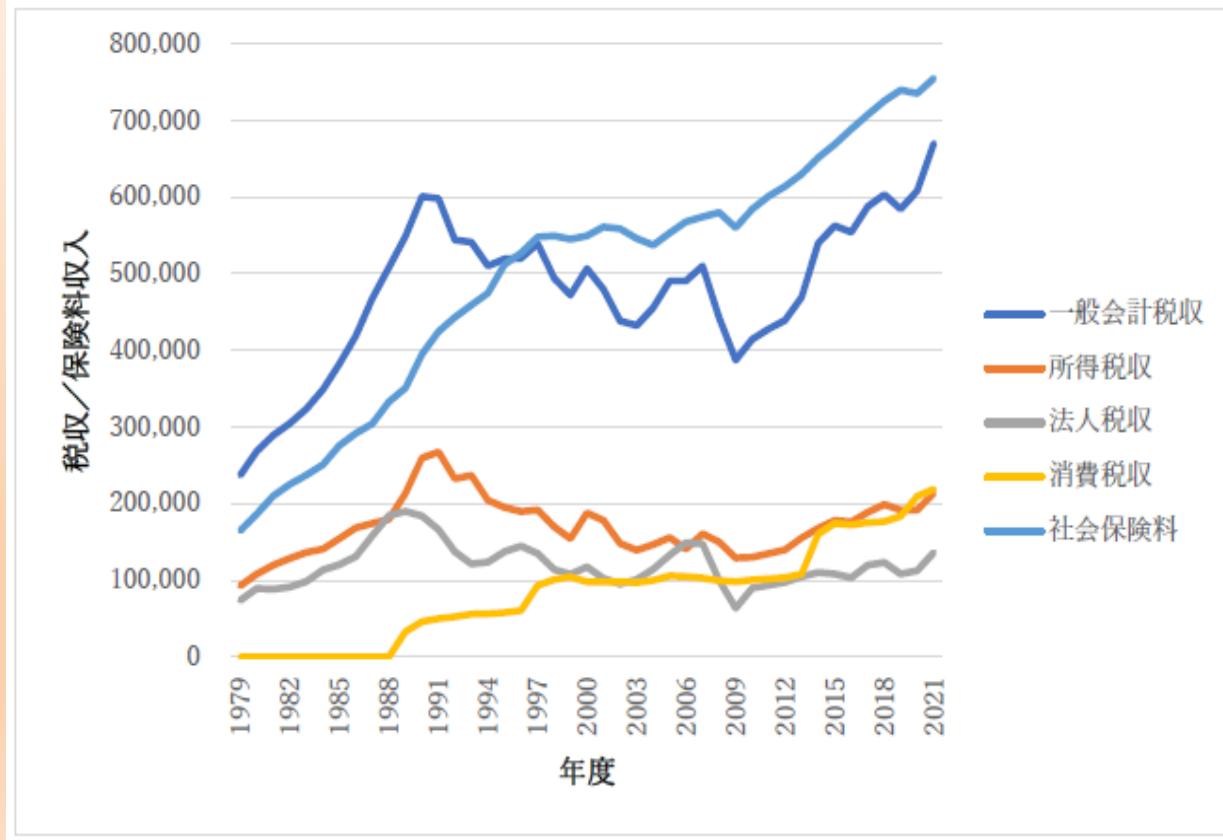
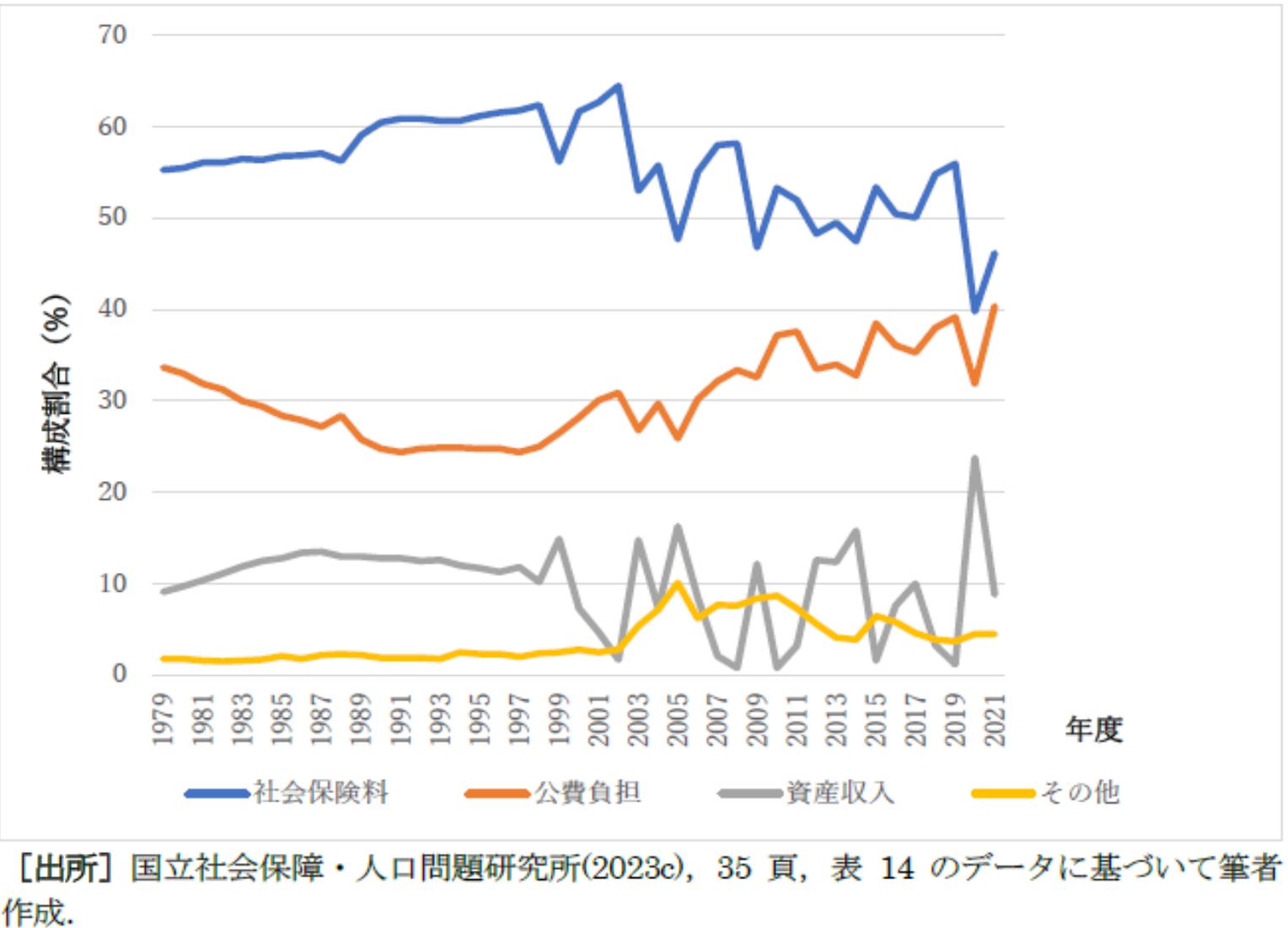


図 X 社会保障財源の構成比の推移

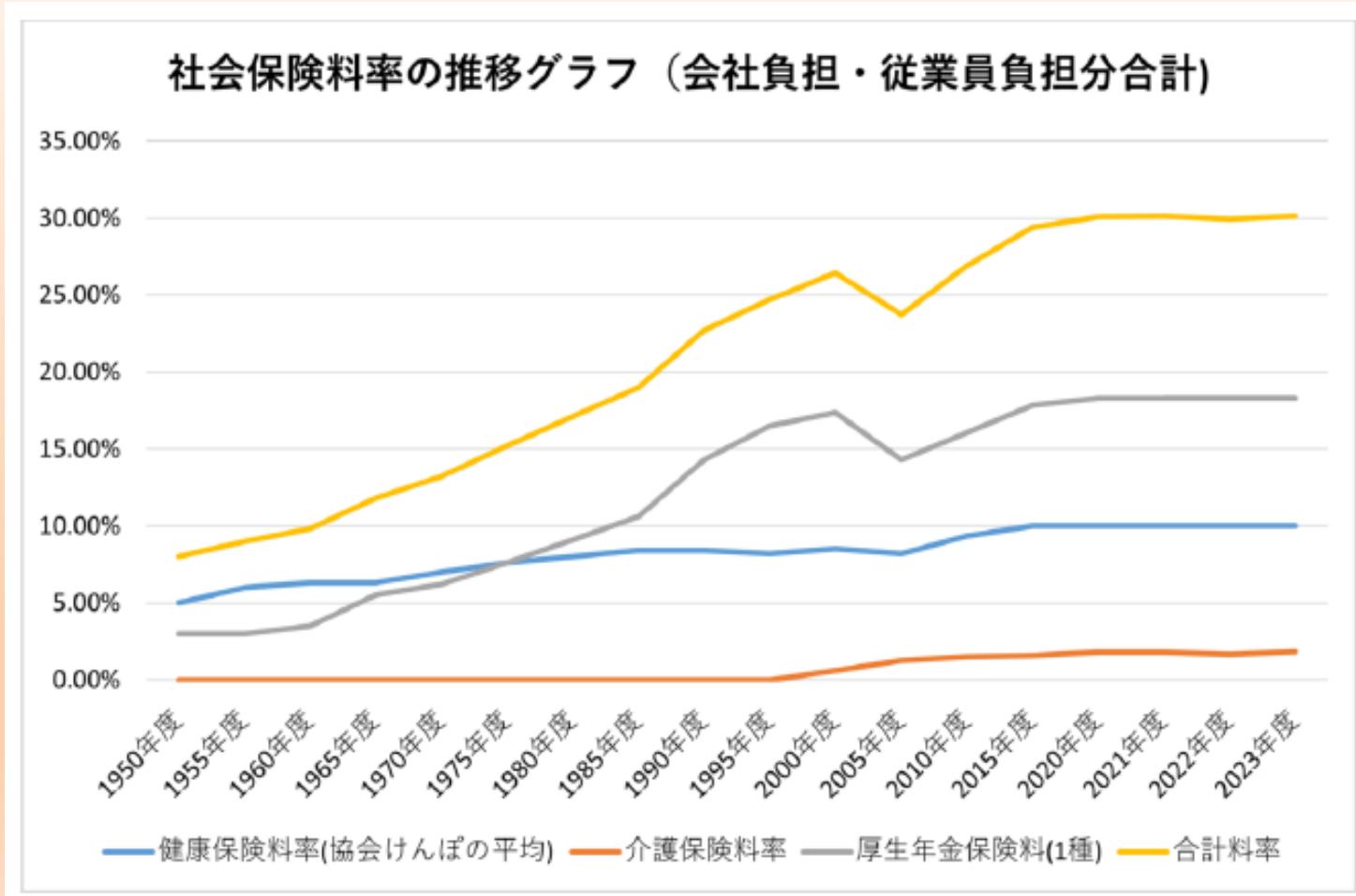


[出所] 国立社会保障・人口問題研究所(2023c), 35 頁, 表 14 のデータに基づいて筆者作成。

社会保険料の課題

- 逆進性
- 未納・滞納問題
- 正規／非正規の格差
- 社会保険のさらなる適用拡大は可能か

現役世代はどこまで負担可能か



社会保険料に金融資産を加味？

～社会保障改革の工程素案～

- 内閣官房(2023),「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について」全世代型社会保障構築会議2023年12月22日.

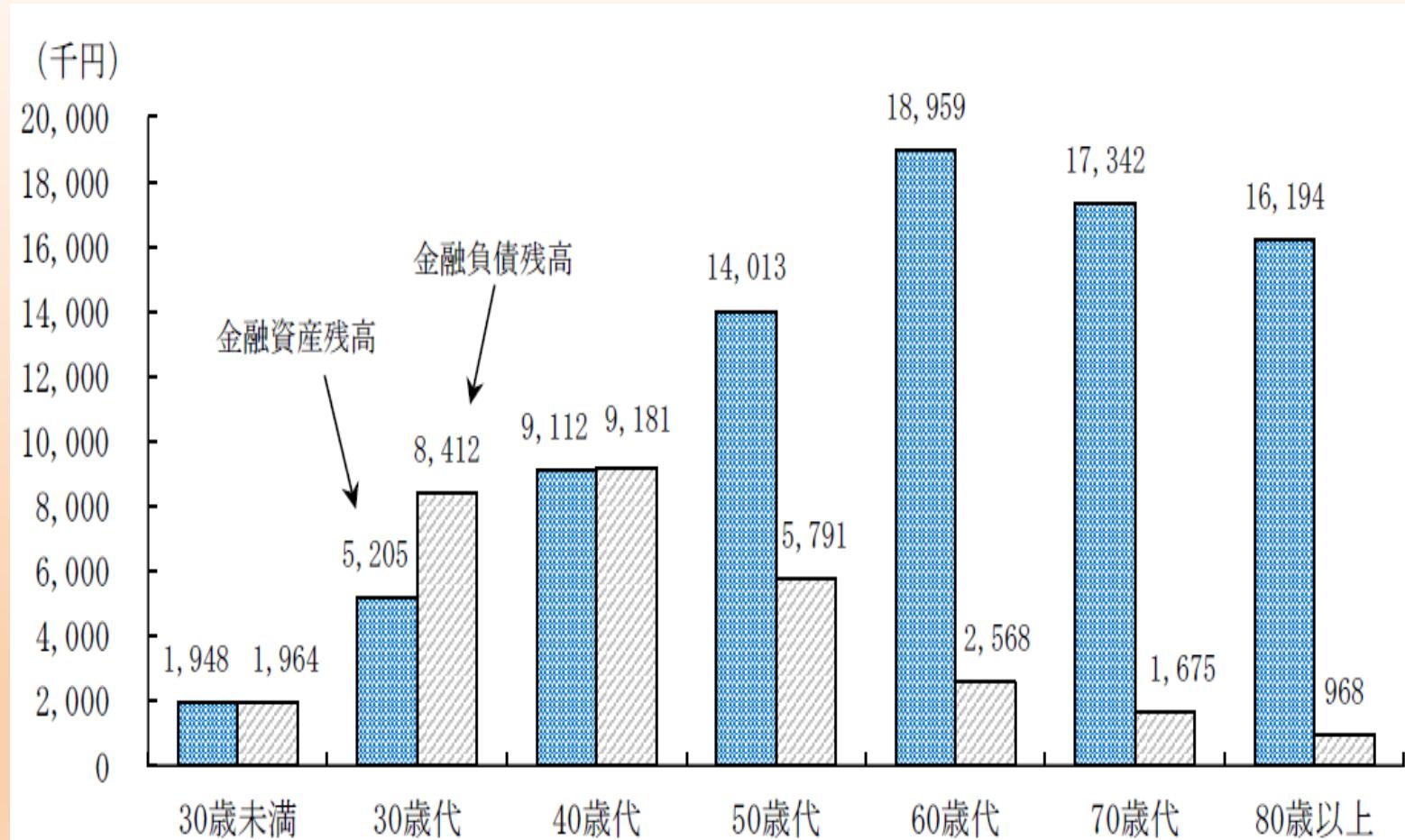
◆ 医療・介護保険における金融資産等の取扱い

マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組状況を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。

◆ 医療・介護の3割負担(現役並み所得)の適切な判断基準設定等

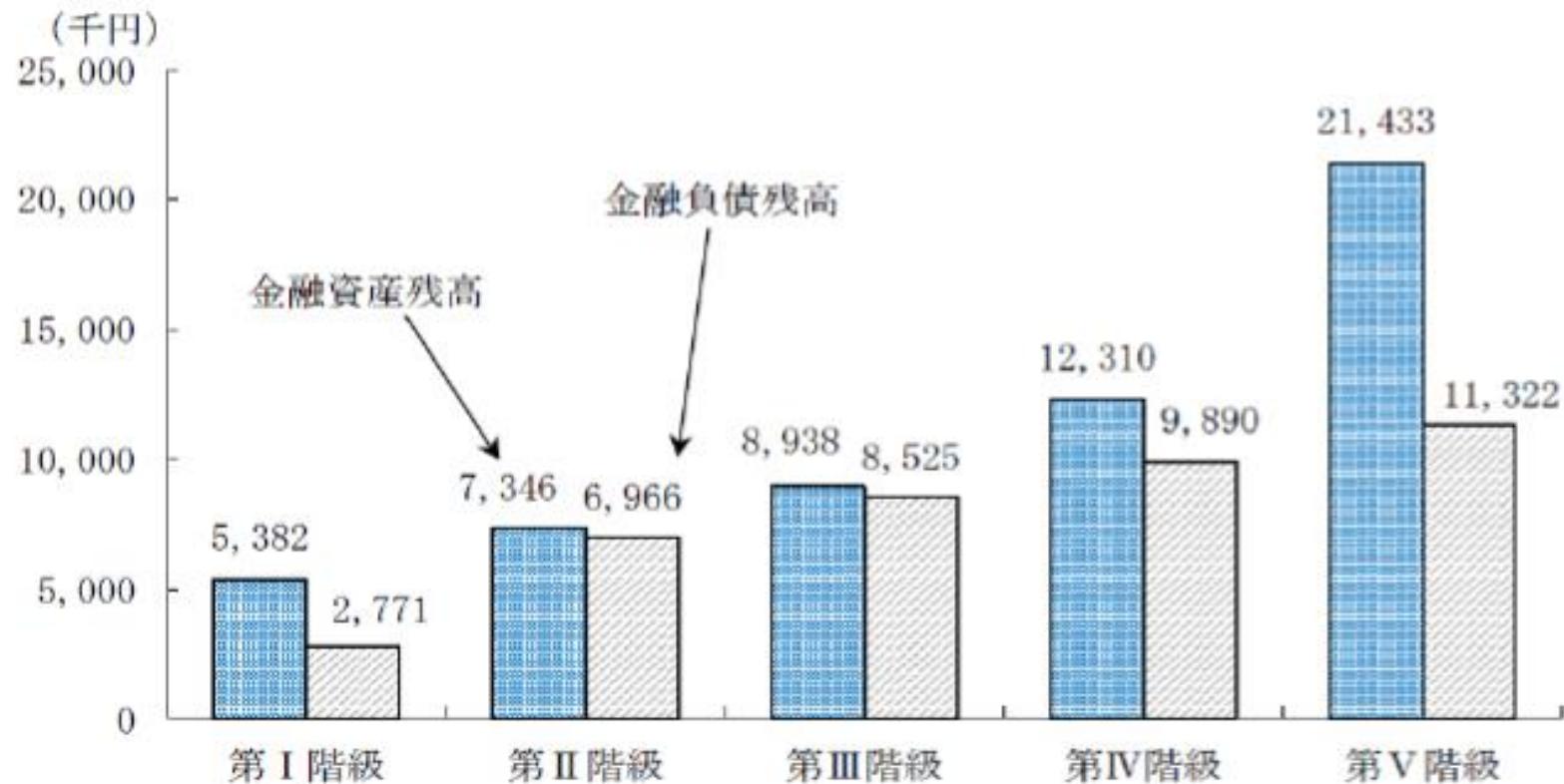
年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しにあたっては、現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担の導入)の施行の状況等に留意する。・介護における「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性、介護サービスは長期間利用されること等の利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

図 世帯主の年齢階級別金融資産残高及び金融負債残高(総世帯)



[出所] 総務省統計局(2021), 10 頁, 図 I-9.

図 年間収入五分位階級別金融資産残高及び金融負債残高



[出所] 総務省統計局(2021), 14 頁, 図 I-14.

[注] 年間収入五分位階級とは、世帯を年間収入の低い方から高い方へ順に並べ 5 等分した五つのグループのことである。収入の低い方から順に第 I, 第 II, …, 第 V 五分位階級という。

厚生労働省の慎重姿勢

- ・ 金融資産を考慮するには、金融資産の個人情報把握が前提条件。しかし…
 - (1)預貯金口座にマイナンバーが付番されていないため、オンラインで効率的に口座情報を取得することができない
 - (2)自治体から金融機関に口座情報を一括で照会する方法がない
- ・ 本人の申請に基づいて介護保険の「補足給付」で実施されている金融資産の把握は…
 - (1)市町村が銀行本店に郵送で口座情報の照会
 - (2)それを受けた当該銀行本店が、国内店舗網における申請者本人の口座情報の調査を行う
 - (3)その結果を市町村に郵送で回答
- ・ 膨大な人手と時間がかかる状況に

金融資産の「加味」の仕方

- 【1】一定以上の資産を保有する高齢者について、医療・介護の社会保険料の**利用者負担(自己負担)**を現在の1割から2割や3割に引き上げ
- 【2】一定以上の資産を保有する高齢者について、年金、医療・介護の社会保険料の**料率**を引き上げ。ただし、既存の社会保険料の枠内で改革するため、保険料負担の下限と上限は現行制度の通りとする
- 【3】賃金ベースに報酬比例で課される社会保険料は現行制度を維持する。それとは別に、**新税として**金融資産や金融所得(利子・配当・賃貸料・キャピタルゲインなど)への上乗せ課税を導入し、その追加税収分を公費として社会保障財源に充てる

医療の財源をどう調達すべきか

フランスの一般社会拠出金(CSG)

- フランスは1991年に、「一般社会拠出金(CSG: Contribution Sociale Généralisée)という名の社会保障目的税を導入
- 目的税として設計された理由
 - (1)一般財源として導入すると、予算化のプロセスで他の費目と競合し、必ずしも社会保障のための安定財源として機能しない
 - (2)目的税とすることで使途が明確になり、納税者に受け入れられやすくなる
- CSGの課税ベースは次のとおり
 - (1)稼働所得(賃金など)および代替所得(年金など)
 - (2)資産所得
 - (3)投資益(1997年から)
 - (4)くじ・カジノでの獲得金

表 4-1 CSG 率の変遷(%)

	稼働所得	代替所得	資産所得	投資益	くじ・カジノでの獲得金
1991.2.1	1.1	1.1	1.1	1.1	-
1993.7.1	2.4	2.4	2.4	2.4	-
1997.1.1	3.4	3.4(1.0)	3.4	3.4	3.4
1998.1.1	7.5	6.2(3.8)	7.5	7.5	7.5
2005.1.1	7.5	6.2/6.6*(3.8/3.8)	8.2	8.2	9.5
2011.1.1	7.5	6.2/6.6*(3.8/3.8)	8.2	8.2	6.9/9.5**
2018.1.1	9.2	6.2/8.3*(3.8/3.8)	9.9	9.9	8.6/11.2**

注：()内は、低所得者に対する軽減税率である(1997 年までは軽減税率なし).

* 「/」の左は一時的な就労不能に基づく代替所得(失業手当、休業補償手当等)、右は職業生活からの引退に基づく代替所得(老齢年金、拠出制障害年金等).

** 「/」の左はくじでの獲得金、右はカジノでの獲得金.

[出所] 柴田(2019), 14 頁, 表 2.

表 4-3 1968 年から 2007 年の医療保険全国金庫(CNAM)*の収入の構造 (%)

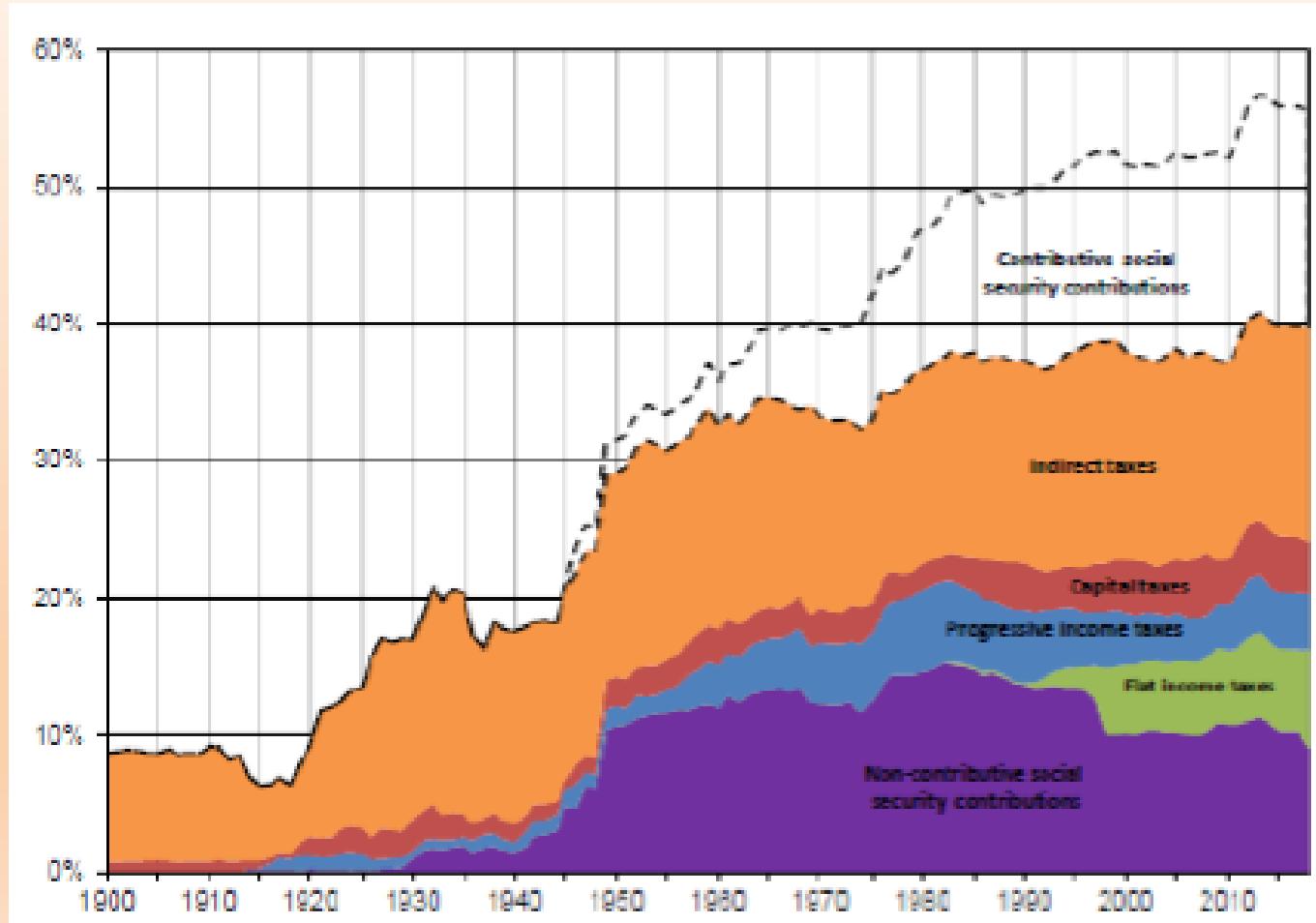
	1968	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2007
社会保険料	98.4	98.8	97.1	97.1	94.5	94.2	92.4	53.4	48.5
うち使用者負担保険料				64.4	62.8	61.6	57.0	49.9	
うち被用者負担保険料				32.7	31.7	32.6	35.4	3.5	
CSG								34.6	36.9
他の租税	0.3	0.5	0.4	0.4	2.4	1.6	1.7	4.1	9.9
国家負担の社会保険料					0.1	0.5	1.2	1.2	1.2
FOREC**の保険料負担								3.8	-
公的拠出金					1.0	0.9	1.0	0.5	0.3
その他	1.3	0.7	2.5	2.5	2.0	2.8	3.7	2.4	3.2

* CNAM は、一般制度の医療保険の保険者。

** 用者負担保険料改革財源基金(FOREC)は、2000 年に創設された、税収を財源として使用者負担保険料の減免を補填する財源を供給する公的施設(2004 年に廃止)。

[出所] 柴田(2019), 15 頁, 表 3.

フランスの租税構造の推移



米投資純利益税

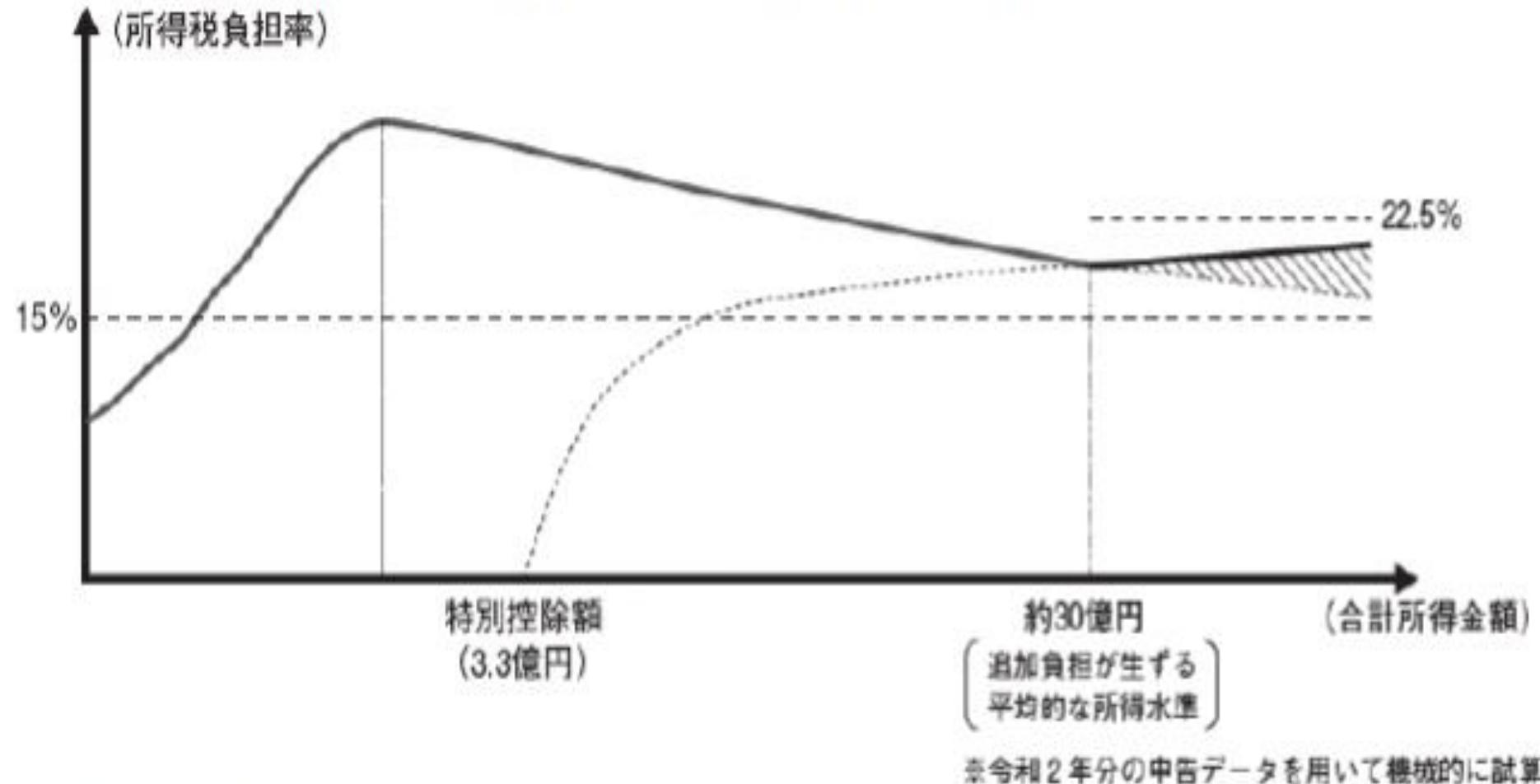
- ・ 賃金税／メディケア税とは異なって、投資純利益税は資産性所得に負担を課す
- ・ 課税の対象となるのは、下記1)か2)のいずれか小さい方の金額となる
1)投資純利益
2)所得を合算した修正後調整総所得のうち一定額超過部分の金額
 - 夫婦合算申告者または未亡人: \$ 250,000
 - 夫婦個別申告: \$ 125,000
 - その他の申告資格: \$ 200,000
- ・ 投資純利益の中身は、下記を1)～3)の合計金額から、所定の所得控除項目を差し引くことで計算される
1) 利子・配当・年金・使用料・賃貸料など(ただし、通常の営業もしくは事業の過程から稼得された所得を除く)からの総所得
2) 消極的活動または金融商品もしくはコモディティ取引の営業もしくは事業からの総所得
3) 事業用資産を除く財産の売却処分に起因する課税所得計算に算入された純利得

日本のミニマム税

(極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)

- まず、稼得所得が一定額を超える者について、次の2種類の税額を計算する。
 - 【1】通常の計算を行って算出された所得税の税額(①)
 - 【2】これ以下であってはならないというミニマムの税額(②)
- 次に、①と②を比較して前者が後者を下回る場合、②から①を差し引いた差額分の申告納税を求める
- 結果的に、納税額がミニマム税額を下回ることはないという意味で「ミニマム税」と呼ばれる

図4-2 「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」のイメージ



[出所] 財務省(2023b), 236頁.

表4-4 日本のミニマム税とアメリカの投資純利益税

	超富裕層ミニマム税 (日本)	投資純利益税 (米国)
対象者	個人	個人(米国市民及び居住者)
税の仕組み	ミニマム税・トップアップ課税(ミニマム税との差額分を追加)	追加課税(通常の税に加えて課税)
対象所得	限定されていない	資産性所得(利子、配当、賃料、投資所得、譲渡所得)
税率	ミニマム税率 22.5% (最高税率 45% の半分?)	税率 3.8% (賃金に対するメディケア税の合計に等しい)
閾値	3億3千万円超	20~25万ドル超
主旨	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化。令和 5 年度税制改正で導入(2025 施行)	オバマケア(高齢者の公的医療)の財源として議論。2011 年医療保険改革法で導入。社会保障財源を勤労所得から資産性所得に広げた意味もある
規模感	300 人、550 億円(2021 年データに基づく推計)	543 万人 282 億ドル (3.7 兆円)(2019)

[出所] 岡(2023), 表 2.

社会保障財源の「応能化」は税制の再分配機能を強化する

- ・ 米仏両国とも程度の差こそあれ、100年以上の時間をかけて課税後の所得でみた格差を縮小させてきた
- ・ 1983年以降は格差縮小傾向が反転し、両国とも拡大傾向に入っている。
- ・ その最大要因は両国とも、1983年以降の課税前不平等の拡大にあることが読み取れる。
- ・ こうした格差拡大のトレンドに対して税／所得移転はそれを完全に相殺できないものの、フランスではある程度、その抑止に寄与できている
- ・ フランスは社会保障財源の「応能化」に取り組んだことで、市場経済に格差是正装置を埋め込むことに成功し、それが作動したことで極端な格差拡大を抑えることに成功したと評価できる

税金を私たちの手に取り戻す

民主主義と税制

- 近代国家を生み出したのは、納税者の反乱だった
- 投票で税のあり方を選択するアメリカ
 - 共和党と民主党で大きく異なる租税政策
- 日本でも過去に、税金(とくに消費税)のあり方が政権を揺るがしてきた
 - ただ、消費税に反対した当時の社会党は「反消費税」でしかなかった

消費税の歴史

1978年 12月	大平内閣で一般消費税(仮称)の80年度実施を決定	
79年 9月	大平首相が一般消費税(仮称)実施を撤回	
87年 2月	中曾根内閣で売上税法案を国会に提出したが、5月に廃案	
88年 6月	竹下内閣で消費税導入を含む税制の抜本改革大綱決定	
89年 4月	消費税法が施行、消費税率3%を導入	 3%
94年 2月	細川首相、税率7%の「国民福祉税」導入を表明するも、白紙撤回	
11月	村山内閣で税制改革法が成立。消費税を5%に引き上げることを決定	
97年 4月	橋本内閣で消費税率5%に引き上げ	 5%
2012年 3月	野田内閣が消費税増税を含む社会保障・税一体改革法案を国会に提出	
6月	民主、自民、公明の3党、同法案について修正合意	
8月	3党合意に基づき消費税率を14年4月に8%、15年10月に10%に引き上げる法律が成立	 8%
12月	第2次安倍内閣発足	
13年 10月	消費税率8%への引き上げを閣議決定	
14年 4月	消費税率8%に引き上げ	
11月	10%への再増税を17年4月に先送り表明	
16年 6月	安倍首相が10%への引き上げを19年10月に再延期すると表明	 10%?

社会的価値の選択プロセスとしての予算

- ・ 「官僚主導」から「政治主導」へといわれたように、市民が選挙という民主主義的な手続きを経て選出した代表に、財政資源の配分を決定する権力を付託し、実際に彼らがそれを行使する一連のプロセスが重要
- ・ 重要なのは、選挙によって政権を選択していくプロセスは、目指すべき社会を選択するプロセスでもあるということ
- ・ 政党は、それぞれ目指すべき社会を念頭に置き、それを実現するための政策体系を「マニフェスト」として提示して選挙戦をたたかう
- ・ 選挙の結果は、市民が多数派を与えた政党が提示した社会像が、目指すべき社会として多数派の支持をえて選択されたことになる

日本の統治機構改革は成功したか？

- ・ 日本では、1990年代に民意を集約して首相（「官邸」）のリーダーシップを確立する政治行政改革が進められた
- ・ その結果、「首相支配の確立」（竹中 2006）、あるいは「議院内閣制の確立」（飯尾 2007）と呼ばれる政治行政システムの大きな変革が成し遂げられた
- ・ しかし現在、意図する結果を産み出せたのか？
 - 1)政権交代が起きない
 - 2)税財政に関して政党が首尾一貫した政策綱領をもち、それをめぐって政党間で選挙が戦われる状況にはなっていない

税の選択を可能にするには？

～政府支出とその効果／影響に関する情報とその開示の重要性～

- 税を選択できるようにするにはどうするか～税の選択肢の提示と影響評価情報の重要性
 - a)米国の仕組み(大統領令による費用便益分析の義務づけ、議会調査局の役割)
 - b)米国自治体レベルでの取り組み
 - c)EUの仕組み
- 支出に対する事後チェック・評価機関の重要性(米国GAO: United States General Accounting Office)
- 住民投票の仕組み(カリフォルニア州提案13号など)

財政民主主義への不信を越えて

- ・ 財政の再分配機能を作動させるには、多くの国民が納税に参加し、税を能力に応じて納め、そこから配分するメカニズムを機能させる必要
 - 減税主義で現役世代は、少額の還元と引き換えに財政の所得再分配機能の縮小で、格差拡大の犠牲者になりかねない
- ・ 「財務省解体デモ」に集う人々のインタビュー映像から伺えるのは、減税への要求に加えて、「財政民主主義」への不信感、財務省のような国家機構への反感（市場や企業への反感ではない）、そして、財政を通じたお金の流れの不透明性への不満
 - 財政を通じたお金の流れの透明化が必須。北欧諸国で実践されていること。
 - 現役世代への財政資源の配分が、強化されねばならない
- ・ 税金は、ただ「お上に取られる」のではなく、将来の成長と公平な分配を実現するため、民主主義的に財政資源の配分を決定し、政府にその実行を委託するための手段
- ・ 納税はその権利行使であり、将来に向けた投資だという基本を改めて踏まえる必要がある

税という社会の仕組み

ちくまプリマー新書, 2024年

第1章

私たちなぜ税金を納めるのか

第2章

税制の歴史的発展

第3章

日本の税制の発展史

第4章

これからの世界と税金

第5章

税金を私たちの手に取り戻す



税と社会保障

少子化対策の財源はどうあるべきか
平凡社新書 2024年7月刊

はじめに—福祉国家の財源をどう調達するか

第1章 変わらざるをえない「日本型福祉国家」

—少子化・人口減少が迫る変化

第2章 社会保障システムとその費用負担

—社会保険料と租税の混合システム

第3章 財源を調達するシステムを変えるには

—子育て支援政策を中心に

第4章 日本型福祉国家を超えて

—社会保障財源をどう調達すべきか

第5章 来るべき未来に向けて

—これからの税を考える

おわりに

